

とかちマルシェご出店申込みの皆様へ

《注意事項》

- ①「とかちマルシェ」はJR帯広駅北側の会場・駅南側並びに駅北多目的広場の会場での開催となりますが、
本案が届いた皆様につきましては、JR帯広駅南側・駅北多目的広場での出店案内となります。
- ②出店内容によって出店エリア分けが行われます。出店エリア内のブース割は主催者により行います。
- ③その他、出店に係る重要事項を記載しておりますので、最後まで必ず熟読ください。

とかちマルシェ 2024 実施概要・出店規定

(JR 帯広駅南側・駅北多目的広場)



本案内が届いた皆様につきましては、JR 帯広駅南側・駅北多目的広場での出店案内となりますが、応募多数により配置可能な出店数を超えた場合は、以下の基準により選考し、主催者にて出店の可否決定を行います。

【応募枠を超えた場合の駅南側・駅北多目的広場への出店可否の判断基準】

- ①これまでのとちまちマルシェへの出店状況及び出店規定・出店条件等の遵守状況
- ②これまでのとちまちマルシェへの出店姿勢及び協力度合
- ③出品内容
- ④各エリア・ゾーニングの出店数・出品内容のバランス

応募多数により、駅南側・駅北多目的広場に配置可能な出店数も超えた等の場合は、出店ができない場合もありますので予めご了承ください。

全体イメージ（予定）

※レイアウト及びゾーンは、変更する場合があります。



1. 開催概要

(1) 目的

十勝の豊かな食材、食品や料理をテーマに、作り手（農家・食品加工・シェフ）と買い手（消費者）の出会いの場として「とかちマルシェ」を開催する。

とかちマルシェでの出会いが作り手の創作意欲を刺激し、地元素材と産業の連携による新たな加工品や料理の創作に繋がることで、ものづくりの振興を図る。また、買い手の新たな発見が地元消費者の地産地消を促進し、ひいては「フードバレーとかち」を支える十勝の食産業の振興を図る。

さらに、帯広・十勝の玄関口である帯広駅一帯で開催することにより、管外の観光客に「十勝」をアピールするとともに、中心街の賑わい創出並びに地域の活性化に繋げる。

併せて、十勝の食の魅力について道央圏をはじめとする道内に向けて広く発信し、ひがし北海道を代表する食イベントとしての認知向上を図り、札幌・旭川・函館を代表する食イベントと肩を並べる北海道を代表する食イベントとして一層の成長を目指す。

(2) 日 時

2024年8月30日(金)午後 5時～午後9時（駅北の料理ブース・ドリンクコーナーのみ開催）

31日(土)午前10時～午後9時（駅北の料理ブース・ドリンクコーナー以外は午後6時で終了）

9月 1日(日)午前10時～午後4時

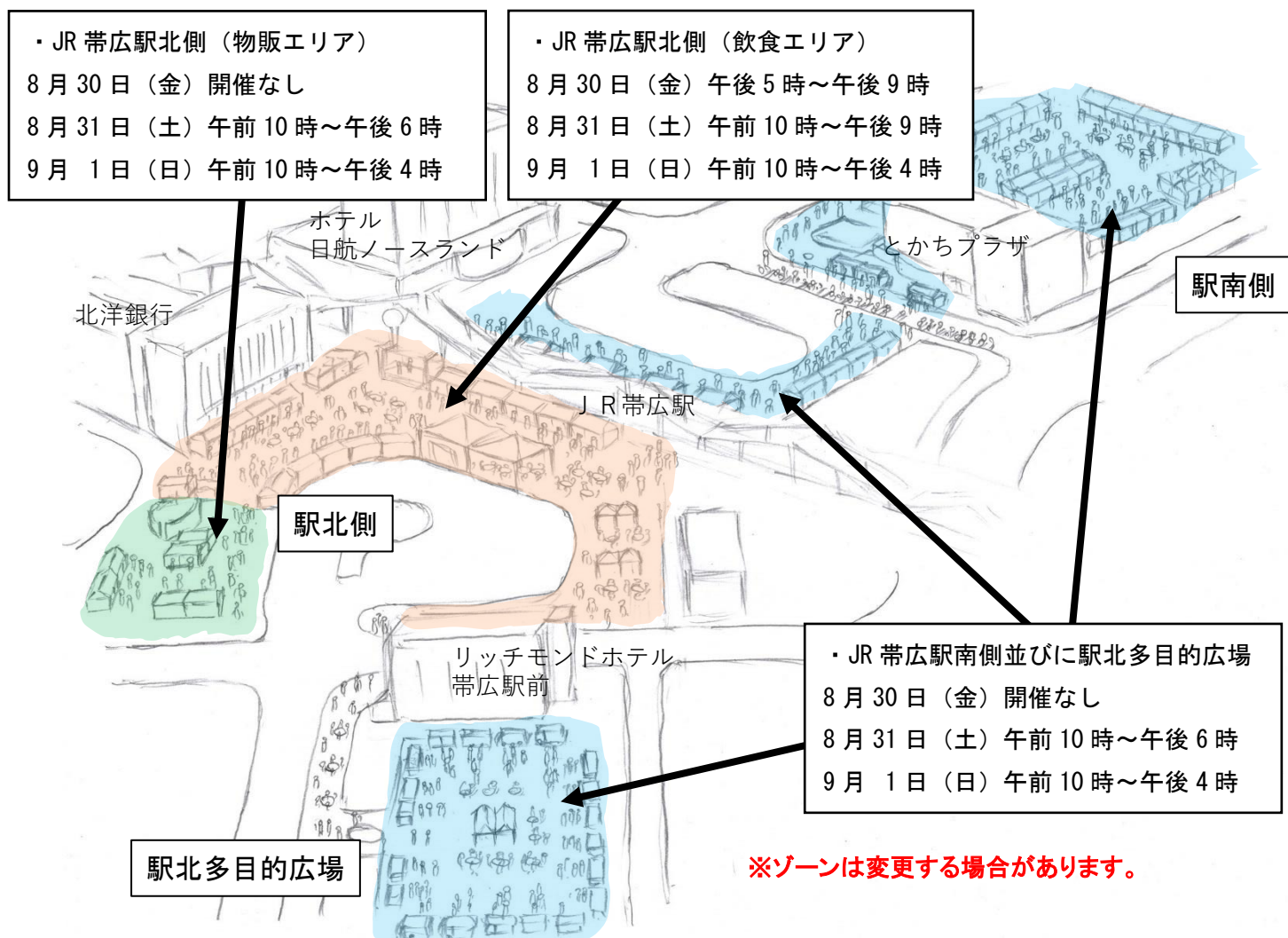
(3) 会 場

JR 帯広駅及び北口・南口広場特設会場（帯広市西2条南12丁目・13丁目）

駅北多目的広場（帯広市西2条南11丁目）

帯広市南公園（帯広市西4条南13丁目）

とかちプラザ（帯広市西4条南13丁目）



(4)規 模（見込）

出 店 数：120 店 （参考：前年 120 店）

来場者数：110,000 人（参考：前年 116,000 人）

(5)主 催

とかちマルシェ運営協議会

（とかちマルシェ推進協議会/事務局：帯広商工会議所）

（十勝フェスタ実行委員会/事務局：帯広市）

(6)イベントコンセプト

①十勝へのこだわり、美味

十勝の食材の魅力が詰まったこだわりのグルメ

②楽しさ、珍しさ

十勝の食材が並び、生産者との対話もできる

③おしゃれさ

統一感ある雰囲気の中、食事や買い物が楽しめる



2. 出店について

(1) 出店エリア

① 南公園／サウスフードパーク

【出店時間】

8月31日（土）午前10時～午後6時

9月1日（日）午前10時～午後4時

② 駅南ロータリー／グルメガーデン

【出店時間】

8月31日（土）午前10時～午後6時

9月1日（日）午前10時～午後4時

③ 駅南ロータリー／グルメキャンパス

【出店時間】

8月31日（土）午前10時～午後6時

9月1日（日）午前10時～午後4時

④ 駅北多目的広場／ノースフードスクエア（キッチンカー）

【出店時間】

8月31日（土）午前10時～午後6時

9月1日（日）午前10時～午後4時

(2) 統一衣装の着用

出店者は統一の衣装で会場の統一感を演出。

マスクの着用は任意です、各出店者の判断にお任せします。ただし、新型コロナウイルス等感染症のまん延状況によっては、まん延防止を図るため、マスク着用を義務付ける場合があります。

襟付き白シャツ
長袖・半袖は問わず
（出店者持参）

ズボン
種類・色は問わず
ただし、長丈に限る
（出店者持参）

ネッカチーフ
（主催者用意）

エプロン
（主催者用意）

靴
種類・色は問わず
（出店者持参）



3. 出店規定

出店基準 と 選考	出店申込後の、出店の可否について、主催者にて申込内容に基づき審査・選考します。 ※出店申込書は漏れなく記入ください。記入漏れのある申込書は受け付けません。 【出店者の基準】 ①十勝産の農、海、畜産物やこれらを活用した加工食品、料理及び主催者が認めるものを扱う事業者。 ※本イベントは十勝産食材をアピールするものです。十勝の出店者については、出品する全商品において、主たる原材料が十勝産となるよう産地管理を行ってください。 ②主催者が企画し、提案するブースに関する事業者。 ③主催者が認める広域連携地域の料理・物販品を扱う事業者。 ④主催者の指示・決定に従うことができる事業者。 ⑤暴力団等反社会的勢力並びに暴力団等の反社会的勢力と密接な関係を有する法人その他団体に属さない事業者で、かつ暴力団等の反社会的勢力と密接な関係を有しない事業者。 【出店が認められない例】 ①主たる原材料が十勝の農、海、畜産物ではない料理・物販品の場合。 ②普段から販売等の店舗を有さず、物販や飲食の販売を行っていない企業・個人等。 (ただし、自治体、農業者など一次産業従事者、団体、学校及び協賛企業などはこの限りではありません。) ③本イベントの趣旨にそぐわない商品の販売。 ④過去の出店において出店規定・出店条件等の著しい違反があった企業・個人等。
出店条件	①主催者側で準備した衣装を着用すること。(白シャツは各自用意) ②商品価格は上限 500 円(税込)までに設定。 ③とかちマルシェ会場における出店数が定数以上の応募となった場合、また、各出店エリアごとに定数以上の応募により収容できない場合、出店エリアの変更を含め、1 ページ記載のとおり主催者にて選考いたします。 ④終了時間前に売り切れてしまった場合、料理や商品の補充等売り切れ時の対応を行うこと。 ⑤スタッフの健康管理を行い、体調不良者は来場させないこと。 ⑥ブースから外に出ての呼び込みや、巡回しながらの販売は行わないこと。 ⑦手指や出店ブース内の衛生管理を徹底すること。 ⑧主催者が決定する各種事項に出店者は従うこと。
応募多数 時の選考	応募多数により配置可能な出店数を超えた場合は、以下の基準により選考し、主催者にて出店の可否決定を行います。 応募枠を超えた場合の出店可否の判断基準 ①これまでのとかちマルシェへの出店状況、出店規定・出店条件等の遵守状況 ②これまでのとかちマルシェへの出店姿勢及び協力度合 ③出品内容 ④各エリア・ゾーニングの出店数・出品内容のバランス

分 類	【料理】 原則、その場ですぐに食べられるもの。調理されたもの。 (例：串物、丼物、揚げ物、炒め物、汁物、麺類、ピザ、バーガー類、アイスクリーム、クレープ等) 【物販】 <u>普段の営業形態が物販店</u>であり、原則、出品内容が土産物・加工商品など、持ち帰りを前提とした販売で、その場で食べることを目的としないもので、パッケージングされているもの。 (例：チーズ、パン、菓子類、野菜、その他加工品等) ※上記分類いずれかの判断が明確につかないものについては、出店内容に基づき、主催者でカテゴリを決定します。
ドリンクの取り扱い	<u>ドリンクについては、全て主催者で企画販売しますので、各店での販売はできません。</u> なお、十勝産物を使用した特産品としての飲料品や地酒の物販については、申込内容により選考します。これらの物販を認めた場合においても、持ち帰りを前提とした販売形態（瓶・缶・紙パック・ペットボトル等の完全パッケージ品）且つ、常温販売を条件とします。これ以外の販売形態・方法で販売を行った場合は違反とみなし、今後の出店の可否に影響しますので、ご注意ください。 ※酒類の小売を行うには、酒類販売業免許並びに期限付酒類小売業免許が必要です。主催者が物販を認めた場合、事前に主催者へ免許に係る通知書並びに届出書の控え（税務署収受印のあるもの）のコピーを提出いただきます。事前に確認ができない場合は、出品できません。
出店料	【料理】 南公園／サウスフードパーク→35,000 円/1 小間 駅南ロータリー／グルメガーデン→31,000 円/1 小間 駅北多目的広場／ノースフードスクエア（キッチンカー）→35,000 円/1 台 ※新設する駅北多目的広場の誘客対策として、スタンプラリーで必ず来場してもらう仕組みとする 【物販】→12,000 円/1 小間 【PR】→10,000 円/1 小間
出店スペース	1 小間＝間口 2,700mm×奥行き 3,600mm（2K×3K テントの半分）キッチンカーの場合は 1 台
主催者で用意するもの	【テント出店】 ・ テント（横幕付） ・ パイプ椅子 2 脚 ・ 衣装 2 名分（予定） ・ テーブル（1,800×450）2 台 ・ 照明電球 ・ 電源 2 口（使用申請がある場合のみ） ・ テーブルクロス 1 枚 ・ 店舗名看板 【キッチンカー出店】 ・ 衣装 2 名分（予定） ・ 電源 2 口（使用申請がある場合のみ） ・ 店舗名看板 ※電源は出店申込書にある電力使用の申請に基づき、必要な電気容量(6.0KW 未満まで)を設備します。 ※電源の使用申請がない場合、電源は設備しません。

追加料金	①電気容量の追加料金 電力を使用したい場合は、下記の追加料を徴収します。 <table><tr><th>電気容量</th><th>電圧</th><th>追加料</th><th>電圧</th><th>追加料</th></tr><tr><td>～1.0KW 未満</td><td rowspan="6">100V</td><td rowspan="6">200V</td><td>3,000 円</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>1.0KW～2.0KW 未満</td><td>6,000 円</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>2.0KW～3.0KW 未満</td><td>12,000 円</td><td>18,000 円</td></tr><tr><td>3.0KW～4.0KW 未満</td><td>18,000 円</td><td>24,000 円</td></tr><tr><td>4.0KW～5.0KW 未満</td><td>24,000 円</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>5.0KW～6.0KW 未満</td><td>30,000 円</td><td>36,000 円</td></tr></table>	電気容量	電圧	追加料	電圧	追加料	～1.0KW 未満	100V	200V	3,000 円	6,000 円	1.0KW～2.0KW 未満	6,000 円	12,000 円	2.0KW～3.0KW 未満	12,000 円	18,000 円	3.0KW～4.0KW 未満	18,000 円	24,000 円	4.0KW～5.0KW 未満	24,000 円	30,000 円	5.0KW～6.0KW 未満	30,000 円	36,000 円
	電気容量	電圧	追加料	電圧	追加料																					
	～1.0KW 未満	100V	200V	3,000 円	6,000 円																					
	1.0KW～2.0KW 未満			6,000 円	12,000 円																					
2.0KW～3.0KW 未満	12,000 円			18,000 円																						
3.0KW～4.0KW 未満	18,000 円			24,000 円																						
4.0KW～5.0KW 未満	24,000 円			30,000 円																						
5.0KW～6.0KW 未満	30,000 円			36,000 円																						
※6.0KW 以上の使用については要相談。 ※送電は届出いただいた必要電気容量に基づき、主催者にて行います。出店ブースでの発電機の持込やそれらの作動に係るガソリン等の貯蔵は厳禁です。電力が必要な場合は、届出のうえ、上記料金をお支払いください。																										
②備品の追加料金 追加でテーブル・パイプ椅子を使用する場合は下記の追加料を徴収します。 ・ テーブル（1,800 mm×450 mm）1 台 1,500 円 ・パイプ椅子 1 脚 600 円																										
夜間通電	夜間（午後 6 時以降）は電源を落としますが、特別に夜間通電を希望される場合は、別途料金をご負担いただきます。料金は希望者数に応じて計算し通知します。 なお、夜間通電は特例の措置でありますので、何らかの影響で発電機が停止したり、通電障害が起きたことによる商品・食品の劣化等に対しては、一切の責任を負いかねますことご了承ください。																									
搬入・ 搬出	①搬入時間 8 月 30 日（金）午後 1 時～4 時 8 月 31 日（土）午前 8 時～9 時 30 分 9 月 1 日（日）午前 8 時～9 時 30 分																									
	②搬出時間 8 月 31 日（土）午後 6 時～ 搬出開始 9 月 1 日（日）午後 4 時～ 搬出開始 ※終了前に商品が売り切れたとしても撤収作業は行えません。終了時間前に売り切れた場合は、料理や商品の補充等、売り切れ時の対応を行ってください。																									
その他（重要事項）																										
①各種届出 保健所申請が必要な場合は、各出店者で行っていただきます。 保健所の許可証については、当日テント・キッチンカー内に必ず提示いただきます。 また、許可証の写しは事前に主催者に FAX または郵送にて提出するものとし、事前に確認ができない場合は出店をお断りします。 保健所へ申請し許可された品目及び決められた出店場所以外での販売は、保健所臨時営業許可の範囲外であるため認めません。加えて、出店申込で主催者が認めていない品目の出品も認めません。 キッチンカー出店の場合は、車検証の写しは事前に主催者に FAX または郵送にて提出するものとし、事前に確認ができない場合は出店をお断りします。																										
②衛生・安全確保や保険加入等による食中毒等への対策 出店者が販売・試食等を行うものについて、主催者は一切の責任を負いません。 また、出店者が用意・設置した器具備品等により人または物に損害を与えた場合も、それらを設置した各出店者に責任を負っていただきますので、各店にて細心の注意を払ってください。 併せて、生産物賠償責任保険など必要な保険に加入くださいますようお願いいたします。																										

③上下水道

会場内にシンク（家庭用シンク）を設置します。譲り合っただけのご利用をお願いいたします。
水道水は飲料用としてご使用いただけます。

なお、油類を流すことは厳禁です。ただし、器具等の洗浄による洗剤の使用は可能です。
排水の際には必ず残飯を取り除き、水のみを流してください。残飯を取り除くために必要なザル等は各出店者で準備いただきます。

上記を守らず設備を詰まらせた場合などに係る洗浄、破損・故障修理などの責任は各出店者に負っていただきます。

また、道路脇の排水溝へ排水することは厳禁とします。油類に限らず、ゆで汁などの如何なる排水も認めません。

会場内シンクの利用方法及び道路脇の排水溝への排水等に違反が発覚した際には、次年度以降の出店をお断りする場合があります。

④火気の取り扱い、各種養生及びテントの破損・損傷等

火気器具（ガスコンロ・カセットコンロ・炭・電気器具など）の使用にあたりましては、テント等の燃えやすいものと一定の距離を確保いただくか、不燃材で養生ください。

また、火気器具はテーブルに直置きせず、不燃材の上に設置ください。

さらに、引火物とは必要な距離を空けるなど火災事故の発生に細心の注意を払ってください。

火気を使用する出店者は次の事項を遵守ください。

・ 消火器の設置 ・ ガス漏れ予防 ・ プロパンガスボンベの設置場所、設置方法の細心の注意取扱い
--

器具備品の設置につきましても、テントに擦れや破れが生じないように、テントを踏みつけての設置などがないよう一定の距離を確保してください。

万が一、テントに破損・損傷があった場合は、修理費用の全額をご負担いただきます。

また、油や炭などを使用し、床面やテント幕を汚す恐れのある場合は、コンパネ等（引火の恐れがある場合は不燃材）で床面やテント幕を養生し、汚さないよう細心の注意を払ってください。

床面やテント幕が汚れた場合は速やかに清掃し、原状復帰をお願いいたします。清掃に係る費用は、各出店者に全額をご負担いただきます。なお、床面が汚れた場合で、特別清掃が必要な場合や、テント幕等の主催者が用意・設置した備品の清掃・修繕・交換が必要になった場合は、費用の全額をご負担いただきます。

⑤電力の使用

送電は届出いただいた必要電気容量に基づき、主催者設置の発電機にて行いますので、出店ブースでの発電機の持込やそれらの作動に係るガソリン等の貯蔵は行わないでください。

なお、出店申込みにご記入いただいた器具・備品のうち電力を使用するものについて、届出のあるもの以外の使用は厳禁とします。

届出のないものの使用、あるいは届出のものと同様の器具備品であっても届出の電気容量を超えるものを使用したことによって会場内の円滑な送電に支障をきたした場合は、その器具備品の使用を中止いただきますのでご注意ください。

なお、届出と異なる器具備品の設置・使用により発生する主催者用意・設置の備品の破損・故障や人への損害などの損害補償は各出店者に責任を負っていただきます。

⑥開催期間中の常駐義務

出店者は主催者が認めた場合を除き、開催期間及び開催時間の間、出店ブースに常駐するものとします。
終了時間前に売り切れてしまった場合、料理や商品の補充等、売り切れ時の対応をするとともに、売り切れることの無いよう料理や商品の準備をしてください。

料理や商品の補充等を行ったうえで、万が一、商品が売り切れた場合についても、ブース内に常駐し対応をするものとします。

⑦出店ブースの割り当て

各ゾーニング目的等を考慮し、主催者が決定することとし、出店者はこれに従うものとします。

⑧商品・物品の管理

会場にはバックヤードはありませんので、商品・物品等は出店者で保管・管理を行うものとします。

出店テント裏のスペースをバックヤードとして利用することは禁止とします。また、機材や商品等が出店テントからはみ出すことがないように保管・管理をお願いします。テントからはみ出しての調理も認めません。併せて炭等の使用により隣接する出店者の迷惑となるような煙を出す事が無いようお願いします。なお、テント幕は前面のみを開けるものとし、横面・背面の3方は閉じた状態で営業してください。出店申込で主催者が認めていない品目の出品は認めません。また、保健所許可のない品目の出品も認めません。

主催者で夜間警備の配置を予定していますが商品・食品の劣化、物品等の盗難・破損等には一切責任を負いかねますので、夜間は商品、食材等を会場内出店ブースに残さないようお願いします。

⑨ゴミ処理

来場者の排出したゴミについては、会場内にゴミステーションを設置し主催者側で処理します。

出店者のテント・キッチンカー内で排出されるゴミは各出店者にて処理いただきますので、会場内のゴミステーションに投棄することは認めません。

使用済み油の回収を希望する場合は、事前に主催者へご相談ください。

⑩決済方法

現金販売に加えてキャッシュレス販売も可能です。ただし、キャッシュレスのみの販売は不可とします。キャッシュレス決済の種類は各店の任意とし、主催者では、各店ごとのキャッシュレス対応について事前把握・周知は行いません。

また、とちまちマルシェのオープン時間前、終了後の販売は禁止としておりますのでご注意ください。売上金額については、後日報告していただきます。

⑪必要物品

出店に必要な器具備品・物品については出店者が用意・設置ください。

なお、主催者においてもレンタル業者の紹介は行いますのでご相談ください。

⑫テント・キッチンカー内に必ず設置いただくもの

- ・消火器（火気を扱う出店者は条例で設置が義務付けられています）
※腐食や錆がないもので、使用期間内のものをご用意ください。
※ホットウォーマー等の電気を熱源とする器具も全て火気に該当します。
- ・保健所臨時営業許可証（保健所申請が必要な出店内容の出店者）
- ・手洗い設備（ポリタンクに水を入れる等）、消毒備品
- ・ゴミ箱（出店者のテント内で排出されるゴミ用）

⑬列整理

混雑時の列整理は各出店者でお願いします。

⑭出店者看板、メニュー表、販促備品

出店者看板は全出店者分を主催者側で製作・設置します。

メニューポップ等は各出店者にて用意・設置ください。

【ポップ・幟等の設置に関する注意事項】

- ・ポップを出店者看板に貼りつけることは厳禁とします。
- ・幟はテント上部に設置する店舗看板より下の位置での設置のみ認めます。
隣のブースの迷惑にならないよう隣同士で確認・了承のうえ設置してください。
- ・テント・キッチンカーから離して設置するなど通行の妨げとなるような位置での設置は認めません。
- ・ポップや幟等が倒れるなどにより人や他店、主催者の用意する設備・備品に損害を与えた場合は、それらを設置した店舗に責任を負っていただきますので、設置に細心の注意を払ってください。

⑮関係者駐車場

主催者にて出店者駐車場の用意を予定していますが、用意できない場合は、出店者ご自身で駐車場の手配・確保をお願いする場合がございますので予めご了承ください。

また、近隣施設への迷惑駐車や路上駐車は厳禁です。迷惑駐車や路上駐車等の違反行為が発覚した際には、次年度以降の出店を認めません。

⑯出店料の請求

出店者ごとに店料等を確定した後、主催者より請求書を発行します。

必ず期日までに前納ください。出店料の前納がない場合、出店をお断りします。

悪天候により中止する場合、行政からの開催自粛要請があり中止する場合、自己都合での出店取りやめなど、主催者の責によらない中止の場合は、出店料は返納しません。

なお、主催者である、十勝フェスタ実行委員会は、消費税免税団体であるため、インボイス制度対応の証憑書類の発行はできません。

⑰飲食メニュー提供時の容器

飲食メニューを提供する出店者については、環境への配慮を目的とし、できる限り紙製の容器のご使用をお願いします。

⑱会場内の禁煙遵守

会場内は全面禁煙です。喫煙する場合は、JR 帯広駅の喫煙所をご利用ください。出店ブースやテント裏など、喫煙場所以外での会場内での喫煙が発覚した際には、次年度以降の出店をお断りする場合がありますのでご注意ください。

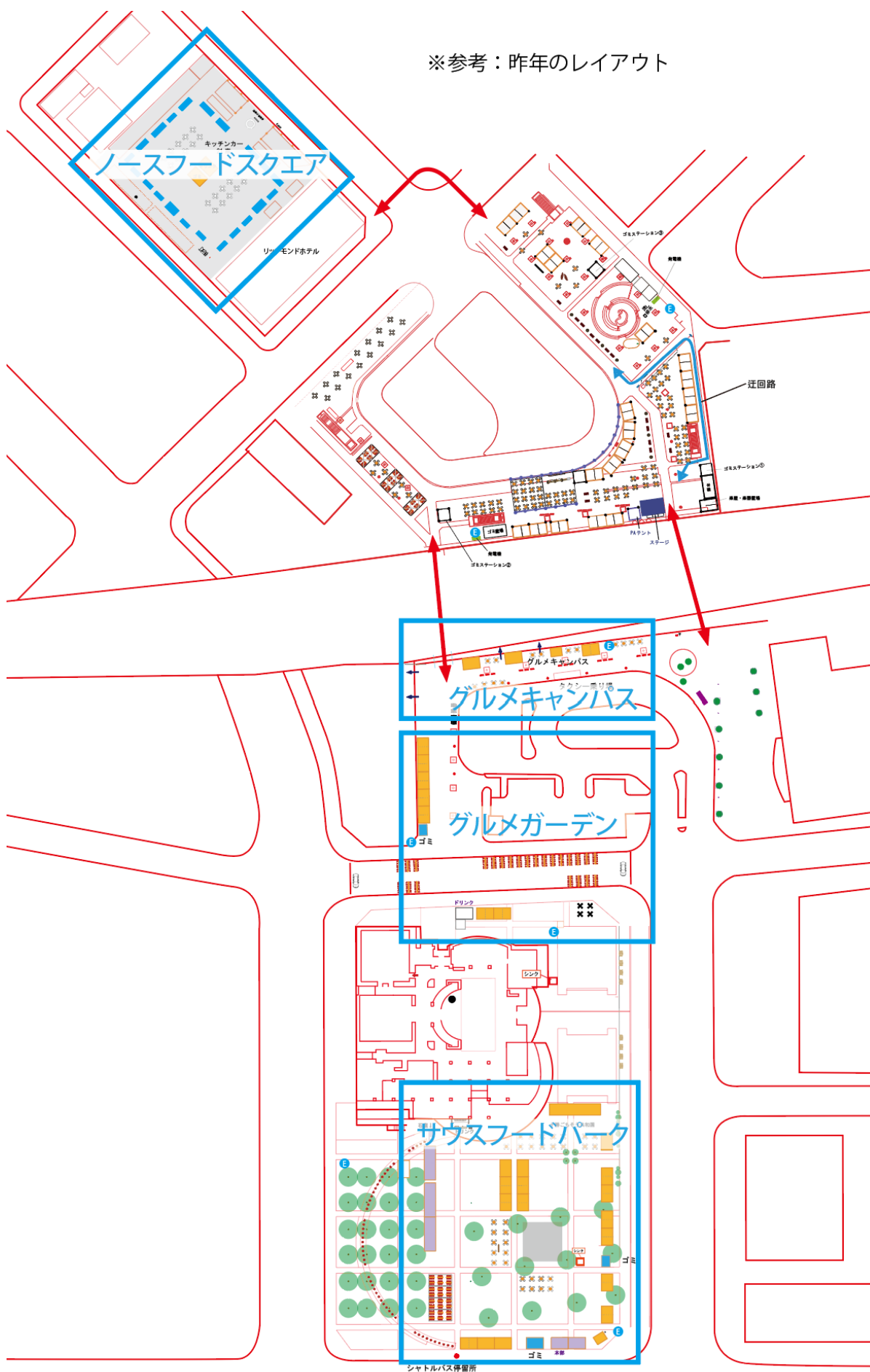
⑳主催者決定事項への対応

主催者が決定する各種事項に出店者は従うものとします。

㉑その他

暴力団等の反社会的勢力ではない場合も、タトゥーが入っている方を販売・調理スタッフとすることはお控えいただくか、タトゥーが見えない服装で出店くださいますようお願いいたします。

4. エリア・レイアウト



5. スケジュール

5月23日
(木)

・出店募集開始

6月16日
(日)

・出店申込の締切（メニュー写真の提出）

6月中旬～
6月下旬

・出店者の選考・調整作業
（※主催者側から、販売品目の確認、調整をお願いする場合があります。）

7月11日
(木)

・出店内容の確定

7月下旬

・出店者説明会の開催

開 催

・2024年8月30日（金）～9月1日（日）

6. 出店申込み・問い合わせ先

(株)新生帯広支社 堀元

080-0010 帯広市大通南8丁目1番地1 太平洋興発ビル3階

TEL:0155-25-1248 FAX:0155-23-7403 E-mail k-horimoto@shinsei.com

※申込みには別紙のエントリーシートの提出が必要です。